

平成30年8月24日

第2回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第2回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成30年8月24日(金) 午後1時30分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第5項の規定による通知について

報告第 2 号 農用地あっせん申し出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・~~除外編入~~
~~入~~）申出の意見決定について

議案第 4 号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第 5 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第 6 号 農地利用変更届について

議案第 7 号 農用地あっせん申し出について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 耕 太郎
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

5 番 田 中 健 一

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

担い手振興係技師

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

福 岡 美恵子

前 田 昭 市

小 吉 建 治

下温湯 美 里

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会 午後1時30分

事務局	全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第2回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「6番委員」と「8番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についてを、議題といたします。
事務局	事務局に説明を求めます。 報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についての説明をいたします。
議長	議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについてを、議題といたします。
事務局	事務局に説明を求めます。 報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについての説明をいたします。
議長	議案書の3ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 番号1の取下げ理由につきましては、売渡し希望の農地ではありませんでしたが、申請人の都合により取下げるものです。 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案書の4ページをご覧ください。 今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、第1号議案11件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)

	番号2から番号11につきましては、お目通しください。
	今回の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。
	それでは、議案第1号のうち所有権移転分について、ご審議願います。
8番委員	ご質疑、ご意見等はございませんか。
	2番と3番について、農地としては少し高いように感じますが、近くにお住まいの委員から見て、相場と言えるのか、それとも特殊な事情があるのか教えていただきたい。それと、6番については経営基盤を強化するのに90㎡と言うのは、何か理由があるのでしょうか。
事務局	2番の農地につきましては、幹線道路沿いで非常に条件の良い農地であるため、周辺農地より少し高い単価となっています。また、譲受人はこの農地を取得し、将来降灰事業でハウスを建設する計画であります。
	3番の農地につきましては、宅地介在地であるため、通常の農地価格と比べれば高い単価となっています。
	6番につきまして、譲渡人並びに譲受人は、平成30年6月25日の第36回委員会第1号議案3番の所有権移転で承認された農地に、この農地が含まれていると勘違いしていたため、今回は、前回議案で漏れていた農地90㎡につきまして、審議することとなりました。
8番委員	分かりました。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。
	事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての説明をいたします。

	議案書の7ページから16ページになります。 今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案29件です。 内訳は、新規の利用権設定が26件、再設定が3件、合計面積は77筆88,411㎡となっています。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。これにつきましては、会議規則第25条の規定により、議長を降り退席いたしますので、2番委員に議長をお願いいたします。 (2番委員に議長を交代)
議長	1番委員に代わりまして、しばらく議長を務めさせていただきます。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見等はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 利用権設定分の1番の審議が終了いたしましたので、1番委員と議長を交代いたします。 (1番委員の復席確認後、議長を交代) 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番について、ご審議願います。これにつきましては、会議規則第25条の規定により、9番委員の退席を求めます。 (9番委員の退席確認)
委員	ご質疑、ご意見等はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番については、原案のと

委員
議長

おり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(9番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の4番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、31番委員の退席を求めます。

(31番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

3番委員

4番と12番は同一の議案だと思いましたが、詳しい説明をお願いします。

事務局

4番と12番は同じ農地の中にハウスが建っていきまして、そのハウスを二人で分けて500㎡ずつ借りることになります。

3番委員

ハウスが、一反歩あるということですか。

事務局

そうです。

3番委員

2, 440㎡の農地の中で、一反歩のハウスだけを半分ずつ借りるのか畑全体を半分ずつ借りるのか、どのような取扱いになるのか詳しく説明をお願いします。

16番委員

この案件につきましては、私があっせんしましたので説明いたします。面積は2, 440㎡ですが、1, 000㎡弱は山林化している状態です。そのうち、1, 000㎡については三連棟のハウス500㎡が2つ並んでいますので、その分を半分ずつということになります。

12番委員
議長

休憩をお願いします。

暫時休憩します。

(休憩)

休憩前に引続き審議を再開いたします。

事務局

なるべく分かりやすい議案の作成に務めてはいますが、本来であれば4番と12番のそれぞれが500㎡ずつ借りる議案書の標記ができれば良かったのですが、システム上どうしても出来ませんでしたので、ご理解ください。

もう1点ですが、利用権設定においては、1枚の農地を分割して別々の耕作者に利用権設定をすることはできますので、こちらも特に問題はないと判断しております。

	補足させていただきます。ご指摘をいただきました，４番と１２番とは分かれておりまして，見にくい状況になっておりました。このようなところは改善をさせていただきます。また，備考欄にも必要な記載内容につきまして，分かりやすく記入するように心がけたいと思います。
１８番委員	５００㎡で借地料が１０万円となっていますが，ハウスが建っているとしても合わせて２０万円は高くないですか。
１６番委員	これは２件で１０万円です。５００㎡で５万円です。
事務局	事務局の確認不足で申し訳ございませんでした。８ページ４番の借地料１０万円を５万円に，１０ページ１２番の借地料１０万円を５万円に訂正をお願いいたします。今後このような間違いが無いように，気をつけたいと思いますので，よろしくお願いいたします。
３番委員	先ほど，１反歩くらいは竹が進入してきているような話もされましたので，借り人の方に，竹の撤去までお願いできたらと思いますので，その辺の指導もよろしくお願いいたします。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち，利用権設定分の４番については，原案のとおり承認することに，ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって，議案第１号のうち，利用権設定分の４番については原案のとおり承認することに決定いたします。 （３１番委員の復席確認） 次に，議案第１号のうち，利用権設定分の５番につきましては，新規就農者ということで，担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので，担当委員の報告を求めます。
１３番委員	１３番委員にお願いします。 番号５番につきまして，８月１１日に，私と３３番委員とで調査を行いましたので，ご報告いたします。 申請者，土地の所在地，地目，面積等は議案にお示しのとおりです。 申請人は，今回利用権設定をし，３０ａを超えることから新規就農者となりました。 申請人は，■■■■で会社員として勤務していましたが，義父が送ってくれる新鮮な野菜がきっかけとなり，農業に興味を抱くとともに，農業をやりたいという気持ちになり，妻の実家である指宿で，農業を始めました。

議長

ハウス10aを建設、オクラ16a、ジャンボインゲン8a、スナップエンドウ6aを栽培し、目標年間販売高は約300万円を目指しております。

栽培技術と農機具等の操作方法は義父からの指導を受けて、特に問題はありません。農機具等は、義父が所有しているものを借用していることです。

妻が出産したばかりで、現在は一人で農作業に従事している状況です。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

ただいま担当委員の報告のとおりでございます。

それでは、議案第1号のうち利用権設定分の5番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の5番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の6番と7番についても、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。

10番委員にお願いします。

10番委員

番号6番から番号7番につきまして、8月14日に、私と28番委員とで調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。

申請人は、 で勤務していましたが、後継者として25歳から農業を始めました。

オクラ63a、スナップエンドウ30aを栽培し、 さんから借用している30aの畑にハウスを建設し、目標年間販売高は約800万円を目指しております。

父親から栽培技術・農機具等の操作の指導を受け、特に問題もなく、

	農機具等は、父親と共用しているとのことでした。 夫婦で農作業に従事し、両親も手伝っています。■さんとは親戚になり、ハウス建設は承諾済みとのことでした。 なお、営農計画書を資料の２ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま担当委員の報告のとおりでございます。 それでは、議案第１号のうち利用権設定分の６番と７番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、利用権設定分の６番と７番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号のうち、利用権設定分の６番と７番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第１号のうち、利用権設定分の８番につきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。
委員	７番委員をお願いします。
7番委員	番号８番につきまして、８月１１日に、私と１９番委員とで調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 申請人は、今回利用権設定をし、３０ａを超えることから新規就農者となりました。 申請人は、■で農業をしていましたが、借用中のハウスを借りることができなくなったため、知り合いに紹介された■のハウスで、農業を始めました。 ミニトマト１４ａ、オクラ１０ａを栽培し、残りの土地はミニトマトを増やし、目標年間販売高は約６８０万円を目指しております。 約５年前に、■さんからトマト栽培の実習を受けた後、■で４年間トマトの栽培をしていました。そのため、栽培方法・農機具等の操作には特に問題ありません。農機具等は、■さん所有のものを借用していくとのことでした。また、ハウス増設による収入の増加も目指したいとのことでした。 なお、営農計画書を資料の３ページに添付していますので、ご参照く

議長	ださい。 ただいま担当委員の報告のとおりでございます。 それでは、議案第1号のうち利用権設定分の8番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の8番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の8番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第1号のうち利用権設定分の9番から29番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の9番から29番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の9番から29番については原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に係る決定についてを、議題といたします。これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、8月10日の転用調査時に、私と、6番、9番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。 申請に基づき、1番から4番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。 1番は売買、2番から4番は贈与による申請でございます。2番は兄弟への贈与、3番と4番は親族への贈与です。 なお、申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく周辺への影響もないと思われまます。 以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件につ

	いて、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている と判断いたします。 最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の4 ページから15ページに添付してありますので、ご参照いただきまし て、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございま す。それでは、議案第2号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案2号について、原案のとおり承認することにご異議ございませ んか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定い たします。
	次に、議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分 変更）申出の意見決定についてを議題といたします。
	これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地 調査の報告を求めます。
小委員長	議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更） 申出の意見決定について、これにつきましても、同メンバーで現地調査 を行いましたので、ご報告いたします。 番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示 しのとおりです。目的は、農業用倉庫です。 資料の16ページをお開きください。 申請地は、 から南西へ345m行った農用地区域内農地 で、北は市道、それ以外は畑に接しています。 農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不 許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。 また、本案件は、農業用倉庫の建築に伴う用途区分変更であります が、既に倉庫は完成しており、今回始末書が添付されております。 なお、周囲の農地に与える影響は軽微なもので、利用集積や保全面、 一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと 判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございま

委員
議長

す。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第3号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、共同住宅です。

資料の17ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ130m行った農地で、東は宅地、西と南は市道、北は雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当いたします。

申請人は、アパート経営による家賃収入を得るため、自宅に隣接する自己所有の申請地に、共同住宅を建築する計画であります。

なお、隣接する宅地と一体利用し、総面積は約700㎡になる予定です。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済です。周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてを議題といたします。

議案第5号のうち1番から12番につきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の18ページをお開きください。

申請地は、 から南東へ600m行った農地で、東は宅地、西と南は市道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の19ページをお開きください。

申請地は、 から北へ100m行った農地で、東は宅地、西は里道、南は畑、北は宅地及び市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、祖父が所有する申請地を

使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

なお、隣接する宅地と一体利用し、総面積は約440㎡になる予定です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の20ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ240m行った農地で、東は田、西は市道、南は公衆用道路、北は5条申請地に接しています。

農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

土地の形状については1.6mほど盛土し、境界にはブロックを積む予定です。周辺の田は、葎が生い茂って耕作されていないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、宅地拡張です。

資料はそのまま20ページになります。

申請地は、[]から北東へ250m行った農地で、東は田、西は市道、南は5条申請地、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

申請人は、自宅の隣に住宅が建築されることから、自宅と隣接地との境界が狭いことを懸念し、今回隣接地の一部を分けてもらい、自宅敷地の拡張を行うものです。

なお、宅地拡張後の全体面積は約250㎡になります。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを積む予定です。周辺の田は、葎が生い茂って耕作されていないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、貸駐車場です。

資料の21ページをお開きください。

申請地は、[]から北西へ450m行った農地で、東は宅地、

西は里道，南は市道，北は宅地及び鉱泉地に接しています。

農地区分・許可事項については，住宅等が連たんしている区域にある農地であることから，第3種農地の市街地内農地に該当いたします。

申請人は，県外在住ですが，今回申請地を取得し，[REDACTED]を営む父の会社への貸駐車場として整備する計画であります。

土地の形状については現状で，境界ブロックは設置済です。周囲には農地もなく，構造物の建設もないことから，営農への影響は軽微なものと判断されます。

また，一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが，転用目的は，貸駐車場です。

資料の22ページをお開きください。

申請地は，[REDACTED]から北へ120m行った農地で，東と北は宅地，西は畑，南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については，都市計画法に規定される，用途が定められている区域にある農地であることから，第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は，市内で飲食店を営む法人の代表で，今回申請地を取得し，自らが経営する飲食店への貸駐車場として整備する計画であります。

土地の形状については現状で，土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく，周辺の農地は耕作されていないことから，営農への影響は軽微なものと判断されます。

また，一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが，転用目的は，共同住宅です。

資料はそのまま22ページになります。

申請地は，[REDACTED]から東へ100m行った農地で，東は畑，西は宅地，南は市道，北は宅地及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については，都市計画法に規定される，用途が定められている区域にある農地であることから，第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は，生花販売や不動産業を行う法人で，事業の規模拡大を図るため，今回申請地を取得し，新たに共同住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で，境界にブロックを積み，隣接農地との間には緩衝地を設けることから，周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また，一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが，転用目的は，貸グループホーム施設です。

資料の 2 3 ページをお開きください。

申請地は、[] から南西へ 1 3 0 m 行った農地で、東は国道、西は里道、南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、医療法人の管理運営を行う法人で、事業の規模拡大を図るため、既存の介護施設に隣接する申請地を取得し、介護施設を運営する医療法人への貸グループホーム施設を増築する計画です。

土地の形状については 1 m ほど盛土し、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号 9 番ですが、転用目的は、倉庫です。

資料の 2 4 ページをお開きください。

申請地は、[] から南西へ 2 6 0 m 行った農地で、東は畑、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、自宅の倉庫が手狭なため、今回自宅に隣接する申請地を取得し、自家用の倉庫を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済です。隣接する農地は耕作されておらず、周囲はほとんどが宅地であることから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号 1 0 番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の 2 5 ページをお開きください。

申請地は、[] から北東へ 2 3 0 m 行った農地で、東は畑、西は里道、南は畑及び 5 条申請地、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、1 0 ヘクタール以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地に該当しますが、周囲に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅と隣接農地への通路を整備する計画であります。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号11番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料はそのままで25ページになります。

申請地は、[]から北東へ200m行った農地で、東は宅地及び畑、西は畑、南は市道及び畑、北は畑及び5条申請地に接しています。

農地区分・許可事項については、10ヘクタール以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、周囲に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅と通路及び水路を整備する計画であります。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号12番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の26ページをお開きください。

申請地は、[]から北西へ940m行った農地で、東は山林、西は畑及び公衆用道路、南は畑、北は農道及び用悪水路に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地に該当いたしますが、平成32年6月までの一時転用で、不許可の例外に該当いたします。

申請人は、太陽光発電施設の建設業務を行う法人で、[]に建設予定の太陽光発電施設の工事開始に伴い、今回現場に隣接する申請地を使用貸借し、現場作業員用の駐車場を整備する計画であります。

なお、貸借期間は2年以内の一時転用であることから、工事完了後は遅滞なく農地に復元することとします。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断す

	るところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第5号のうち1番から12番について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見等はございませんか。
8番委員	11番ですが、転用目的で水路というのは、あまり見たことがないのですが、どういう意味で水路を設定されたのか説明をお願いします。
事務局	11番の案件については、資料の25ページの下の方になります。下の方の道路に側溝がついてないことから、上の市道の方の側溝に排水をするために水路を作り、そこに排水管を入れるということです。
8番委員	分かりました。
議長	ほかにございませんか。
8番委員	12番ですが、以前に1ヶ所出てきたと思うのですが、そこが不足したからここに設けるということなのか。使用貸借権の設定ですから、 さんが相当 さんと近い関係であるのかどうか教えていただきたいです。
事務局	2ヶ月前だったと思いますが、 の集落側に現場事務所を設置したのですが、今度は実際太陽光発電所の現場になるすぐ隣の畑を作業員の駐車場として一時転用したいということです。 さんと との関係は詳しく聞いておりませんが、太陽光発電施設の現場も元々は さんの所有地でありますので、 さんの紹介と思われます。
8番委員	分かりました。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号のうち1番から12番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第5号のうち1番から12番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第5号のうち13番について、ご審議願います。
	これにつきましては、さきほど全員で現地調査を行っております。
	事務局に議案の説明を求めます。
事務局	それでは、番号13番について説明いたします。
	資料の5ページをお開きください。

	申請者，土地の所在地，地目，面積等は議案にお示しのとおりです。 転用目的は，宅地造成です。 農地区分・許可事項については，第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。 申請人は，土木建築や不動産業を営む法人の代表で，今回申請地を取得し，宅地造成を行う計画です。 事業の概要につきましては，２６区画の宅地を造成し，道路や公園等を整備する計画です。 なお，申請地に隣接する宅地と一体利用し，総面積は約９，０００㎡になる予定ですが，１区画ごとの敷地面積は全て５００㎡以内になります。 土地の形状については，全体的に２ｍほど盛土し，周囲にブロックを積む予定です。雨水計画については，市の土木課と協議済です。 なお，周辺はほとんどが宅地であることから，営農への影響は軽微なものと判断されます。 また，一般基準上の問題も特にないと思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま，事務局の説明のとおりであります。 ご質疑，ご意見等はございませんか。
５番委員	休憩をお願いします。
議長	暫時休憩します。 （休憩） 休憩前に引続き審議を再開いたします。
事務局	本案件は第３種のエリアに属する農地でございます。近隣の農地との兼合いも勿論ございますが，許可もやむを得ないと考えております。事務局の方で申請者と関係課の方にも，この経緯をきちんと説明したいと思っておりますので，ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま，議案第５号１３番について，事務局から説明がありました。 ご質疑，ご意見等ございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第５号のうち１３番については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって，議案第５号のうち１３番については，原案のとおり承認する

議長	ことに決定いたします。 次に、議案第6号「農地利用変更届」についてを議題といたします。
	これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	議案第6号 農地利用変更届について、これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
	番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	資料の27ページをお開きください。
	申請地は、 から南東へ560m行った農用地区域内農地で、東と南は畑、西は農道、北は市道に接しています。
	申請地は、隣接する農地より高く、普段から法面の管理に苦慮しており今回1.5mほど削土を行い、隣接農地との高低差を解消しようとするものです。
	なお、周囲の雨水等の流れを遮断することも無く、周辺農地への影響は特に認められないと判断いたします。
議長	以上報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。
	それでは、議案第6号について、ご審議願います。
14番委員	ご質疑、ご意見等はございませんか。
	この畑は隣接農地との高低差解消のためということで、1.5mほどの削土のようですが、現状が一番高い所と隣接農地とは3mほどの高低差があります。隣の畑と一体利用するとなると、3mくらいの削土が妥当かと思われるのですが、1.5mになった理由を教えてください。
事務局	隣の畑と一体利用する訳ではありません。確かに3mくらいの高低差がありますが、土地の持ち主が法面の草払いが大変ということで、少しでも高低差をなくしたいということでの削土です。
14番委員	分かりました。
	このような工事を行った後、申請通りの工事がなされているかの確認等は、事務局ではどのようにされていますか。
事務局	特に、農地利用変更届けの場合は、完了届けの提出はしていただいております。毎月の転用調査や事前の調査の時に、確認はしております。
14番委員	以前、土木業者から、このような工事をしても農業委員会は、後の確認をしないと聞いたことがあるので、工事後の確認は必要だと思ったも

事務局	のですから。 農地をなくする時には、きちんと報告していただきますが、今回のように農地を農地として使いやすくするための申請につきましては、事務局としましても、完了届けの提出はしていただいていないですし、事後の追跡調査もしていない状態です。今のご意見を受けまして、今まで以上に気をつけて、事後の確認はしていきます。完了届けは提出するようにはなっていませんが、県の方にも再度確認はしたいと思います。現状は先ほどの担当の説明の通りです。
14番委員 9番委員	分かりました。 この土地の削土をするのに、市道の高さがまだ1mくらいあるので、それからまた3m、下の畑と一体利用するとすれば、市道との高低差が4m以上になるので、道路とあまり高低差が出ないように半分の1.5mくらいの削土でという話はしました。
議長 委員 議長	ほかにございませんか。 「なし」の声あり。 議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第7号 農用地あっせん申し出についてを、議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 それでは、議案書の27ページをご覧ください。 議案第7号 農用地あっせん申し出の売渡貸付をご説明いたします。 今月は、売渡申出3件、貸付申出1件、合計4件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 見取り図・地籍図につきましては、審議資料の28ページと29ページとなります。 番号2から番号4につきましては、お目通しください。 また、見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の30ページから35ページとなりますので、ご参照ください。 それでは、議案書の28ページをお開きください。 続きまして、議案第7号 農用地あっせん申し出の買受希望をご説明いたします。

	今月は、買受申出5件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 番号2から番号5につきましては、お目通しください。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	このあっせん申し出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いいたします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げますので、記載方をよろしくお願いいたします。 27ページ(売渡, 貸付) 番号1は12番委員と32番委員。 番号2は 3番委員と22番委員。 番号3は11番委員と31番委員。 番号4は35番委員と15番委員。 28ページ(買受) 番号1は33番委員と13番委員。 番号2は14番委員と34番委員。 番号3は10番委員と30番委員。 番号4は 3番委員と22番委員。 番号5は 3番委員と22番委員。 各番号につきまして、二人ずつ読み上げさせていただきましたが、最初に読み上げさせていただいた番号の委員は、主となって活動していただいて、次に読み上げさせていただいた番号の委員については、副担当とご理解いただけたらと思います。 今回の割当てにつきましては、以前事務局の方から説明がありました委員の担当地区とか委員の組合せを基本に、対象農地がどのエリアにあるかを判断し割振りをしてあります。 なお、本日読上げさせていただいた委員の机上にあっせん活動の書類を置いてありますのでご了承ください。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)

議長	それでは、議案第7号は、原案のとおり承認することとし、あつせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。 本日の議題は、これで終了いたしました。 ほかにごいませんか。
28番委員	議案第5号の13番ですが、推進委員は全く資料がないので、最初何をおっしゃっているのか分からない状態でした。資料があるのであれば推進委員にも資料を配っていただければと思います。
事務局	先ほどの13番につきましては、全員調査の案件でありましたので、事前資料としましては、本日現地で農業委員と担当の推進委員にはお配りしました。資料の5ページに載せてございますので、審議のうえでは資料の5ページをご覧いただいて、審議していただくことになるかと思えます。
28番委員	黒板に書いていただいたので分かりますが、最初は分かりにくかったので、資料があればと思ひまして。
事務局	今回の資料は、特に事前に配付したものではなくて、農業委員と担当の推進委員にも本日の全体調査の現場で配ったもので、農業委員の資料の中にあつた訳ではありません。
28番委員	分かりました。
議長	ほかにごいませんか。
5番委員	以前、[]の件で、指摘をさせていただきましたが、[]の管理者に対しての指導と対応はどのように進んでいますか。
事務局	以前から[]の裏の農地を[]にしている案件でございますが、この委員会の中でも委員さんからのご指摘をいただいたり、事務局も担当課と協議を重ねて来ました。農業委員会の意見も幾度となく説明をしましたところ、8月上旬の時点でその農地は現状回復をされました。農業委員の皆様方のご助言が大きかったと考えております。ありがとうございました。 ただ、昨日、そこの方がお見えになりまして、今後の活用方向につきまして、相談がございました。今のところ農地法上であそこを[]にできる方法はないことをお伝えしました。今後につきましては、市の担当課と連携しながら対処していきたいと思ひます。 今のところは、委員の皆様方のご助言によりまして、まずは農地として使えるように現状回復をしていただきましたので、ご報告いたします。ありがとうございました。
議長	よろしいでしょうか。 ほかになければ、その他に入ります。

事務局

その他について、事務局の説明を求めます。

その他（議案２９ページを参照して説明）

- １．８月の行事報告
- ２．９月の行事予定等
- ３．その他

（１）農業委員会名簿・連絡網について

議長

ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第２回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

（閉会 午後４時３０分）

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員６番委員

議事録署名委員８番委員